

## 議 事 録

会 議 名	平成27年 第8回 寒川町農業委員会 定例総会		
開催日時	平成27年8月26日(水)午後1時30分から	開催形態	公 開
開催場所	寒川町役場 別館3階議会第1会議室		
出席委員	会長：8番 後藤 進      会長職務代理：6番 藤井明男 委員：1番 木内幹雄      2番 佐藤 晃      3番 大久保泰明 4番 市川澄雄      5番 金子幸一      7番 吉田勝己 <div style="text-align: right;">合計8名</div>		
欠席委員			
農業委員会事務局	事務局長：畑村正樹      主査：原田智香      主任主事：小宮正道		
議 事	日程 第1 農地法第5条第1項の規定による許可申請について 日程 第2 非農地証明願について 日程 第3 農地造成施行承認願について 日程 第4 農地法第4条・5条の規定に基づく許可不要に準ずる届出について 日程 第5 農地法第4条第1項第7号の規定による転用届出について 日程 第6 農地法第5条第1項第6号の規定による転用届出について		
会議の概要	<p>会 長：ただ今から、平成27年第8回定例総会を開会いたします。 出席委員は8名中8名で、定足数に達しておりますので、総会は成立しております。</p> <p>本日の議事録署名人は、5番金子委員と6番藤井委員を指名いたします。</p> <p>会 長：それでは、総会次第により日程第1農地法第5条の規定による許可申請について、議案番号30号を上程いたします。事務局より議案の朗読と説明をお願いします。</p> <p>事務局：(議案番号30号を朗読)(説明) 当該地は、圏央道寒川北インターから県道46号相模原・茅ヶ崎線を約400m北上し、信号を右折、250mほど行った通り沿いの畑です。譲受人は、自動車部品の製造加工及び販売、段ボールの製造加工などを行う業者で、取引需要が増加により製品納品の為のトラック待機場、並びに従業員等の駐車場が必要ということで、今回の転用許可申請があったものです。なお、農地法に基づく農地転用許可の判断となる立地基準としては、市街化区域から連たんしていることから第3種農地にあたり、問題はないと考えます。</p> <p>会 長：続いて、担当地区委員から、現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。</p> <p>2 番：8月11日、会長と事務局とで現地調査してきました。説明のとおり譲受人には駐車場が必要と見受けられ、隣接農地への影響も大丈夫だと思います。</p> <p>会 長：ありがとうございました。私も現地調査をしてきましたが、隣接農地への影響も大丈夫だと感じました。これより質疑に入ります。ただいまの説明について、発言のある方は挙手願います。</p> <p>会 長：よろしいでしょうか。それでは採決します。議案番号30号は原案については原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。</p> <p>会 長：では全員賛成ですので、議案番号30号は原案のとおり許可相当として意見書を添え、県に進達することに決定します。 次に、日程第2、非農地証明願について、議案番号31号を上程します。事務局より議案の朗読と説明をお願いします。</p>		

事務局：(議案番号31号を朗読)(説明)

当該地は位置図にありますとおり、今ご審議いただいた5条許可申請地の北西角に隣接している6.61㎡の土地で現在、道祖神がまつられています。昭和42年、土地改良事業により換地処分され、前面道路にあった石碑を当該地に移し現在に至ります。なお、当該地の立地基準は、市街化区域から連たんしていることから、第3種農地にあたります。現地には8月11日に地区担当委員と会長と共に調査に行っています。

会長：続いて、地区担当委員から、現地調査等の補足説明をお願いします。

2番：事務局の説明どおりです。子どもの頃から庚申塔があり、どんど焼き等が行われていました。農地にするのは難しいと思われますので、非農地が妥当と思われます。

会長：ありがとうございました。これより質疑に入ります。ただいまの説明について発言のある方は挙手願います。

会長：よろしいでしょうか。それでは採決いたします。議案番号31号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

会長：では全員賛成ですので、議案番号31号は原案のとおり非農地証明書を交付することに決定いたします。続きまして議案番号32号を上程します。事務局より議案の朗読と説明をお願いします。

事務局：(議案番号32号を朗読)(説明)

当該地は、位置図にありますとおり寒川神社の隣の宮山神社西側にある申請者が所有する店舗の敷地の一部です。昭和46年以前から宅地として使われており、提出された昭和44年の航空写真から確認できています。なお、当該地の立地基準は市街化区域から連たんしていることから、第3種農地にあたります。現地には8月17日に地区担当委員と会長と共に調査に行っています。

会長：続いて地区担当委員から、補足説明をお願いします。

5番：8月17日、現地調査に行ってきました。1.32㎡では農地に戻しても何もできないので、非農地が妥当と考えます。

会長：ありがとうございました。これより質疑に入ります。ただいまの説明について発言のある方は挙手願います。

会長：よろしいでしょうか。それでは採決いたします。議案番号32号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

会長：では全員賛成ですので、議案番号32号は原案のとおり非農地証明書を交付することに決定いたします。

次に日程第3、農地造成工事施工承認願について、議案番号33号を上程します。事務局より議案の朗読と説明をお願いします。

事務局：(議案番号33号を朗読)(説明)

位置図にありますとおり県道46号相模原・茅ヶ崎線を海老名市との行政境から約300m南下した東側に位置する田です。水はげが悪く、田として使用できないということで畑に造成し、ネギや大根を作付けする予定です。北側の隣接地は田で作付けされており、影響の無いよう施工計画がされ、所有者の承諾も得られています。

会長：続いて地区担当委員から、現地調査等の補足説明をお願いします。

2番：8月11日、現地調査に行ってきました。この田については、今年は耕作がないようだが、去年は耕作されていた。隣の駐車場のトラックの駐車方法がきになるが、問題はないと思います。

会長：ありがとうございました。これより質疑に入ります。ただいまの説明について、発言のある方は挙手願います。

会長：よろしいでしょうか。それでは採決します。議案番号33号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

	<p>会 長：では全員賛成ですので、議案番号33号は原案のとおり許可証を交付することに決定します。次に日程第4、農地法第4条・5条の規定に基づく許可不要に準ずる届出について、報告番号55号の1件、日程第5、農地法第4条第1項第7号の規定による転用届出について、報告番号56号から58号の3件、日程第6農地法第5条第1項第6号の規定による転用届出について、報告番号59号から63号の5件、以上一括して事務局より報告事項の朗読と説明をお願いします。</p> <p>事務局：(報告番号55～63号を朗読)(説明) いずれも添付書類を含めかんびしておりましたので、事務局長専決により書類を受理しました。</p> <p>会 長：ただいまの報告について、発言のある方は挙手願います。</p> <p>会 長：よろしいでしょうか。特に発言が無いようですので、届出の報告事項については了承されたこととします。最後に、その他として審議事項はありますでしょうか。</p> <p>会 長：特にないようですので、以上をもって平成27年第8回寒川町農業委員会定例総会を閉会します。</p>
資 料	1. 平成27年第8回定例総会議案及び位置図

議事録署名人(5番) 金子 幸一 署名人(6番) 藤井 明男

本議事録は、平成27年9月25日、承認・署名を得て確定しました。